

○国土交通省告示第六五五号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されているので、あわせて告示する。

平成十七年七月六日

国土交通大臣 北側 一雄

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道56号改築工事（宇和島道路・愛媛県北宇和郡津島町大字高田地内から宇和島市寄松字井手口地内まで）及びこれに伴う附帯工事並びに市道、普通河川及び農業用道路付替工事

第3 起業地

1 土地

(1) 収用の部分 愛媛県北宇和郡津島町大字高田地内

愛媛県宇和島市祝森字板ヶ谷、字成ハツ、字チシヤノキ、字チシヤノ木、字風呂ヶ谷、字松ヶ坂、字日ノ平、字十ヶ谷、字池田、字地藏ハナ、字名元屋敷、字元屋敷、字竹ノハナ、字カドノ元、字トウトウ屋敷、字イモシヶ谷、字楠ソリ、字地藏田、字御地谷、字十太郎、字平畑、字大バイ、字堂ノ上、字堂ノ下、字堂ノ脇、字太田、字大田、字坪坂、字鍛冶屋川、字浜田、字西法寺、字坪ノ内、字祝ノ川、字井戸ノ谷、字井戸ノ奥、字長田、字ケン城、字久文、字久分、字ガイノ木、字神ノ前、字カジカフ、字サノキ田、字乙次郎、字音次郎及び字愛宕田、保田字神田、字内ヤ谷、字木峯、字柳谷、字岡田、字小谷、字小谷口、字保養田、字大末、字一貫田、字落石、字七神、字西付、字大井手、字清水及び字福ノ森並びに寄松字三反田及び字井手口地内

(2) 使用の部分 愛媛県北宇和郡津島町大字高田地内

愛媛県宇和島市祝森字チシヤノキ、字坂ノ谷、字板ヶ谷、字成ハツ、字チシヤノ木、字松ヶ坂、字日ノ平、字鍛冶屋川、字浜田、字西法寺、字長田、字ケン城、字久分、字大道ノ平、字ガイノ木、字高ノ子、字神ノ前、字カジカフ、字サノキ田、字乙次郎、字音次郎、字愛宕田及び字畦田、保田字神田、字内ヤ谷、字柳谷、字小谷、字小谷口、字保養田、字大末、字一貫田、字落石、字七神、字西付、字大井手及び字清水地内

2 漁業権

(1) 収用の部分 二級河川来村川水系来村川

左岸 愛媛県宇和島市保田字七神地内

右岸 愛媛県宇和島市保田字西付地内

(2) 使用の部分 二級河川来村川水系来村川

左岸 愛媛県宇和島市保田字七神地内

右岸 愛媛県宇和島市保田字西付地内

#### 第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

### 1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、愛媛県北宇和郡津島町大字高田地内から同県宇和島市高串地内までの延長約14kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道56号改築工事（宇和島道路）及びこれに伴う附帯工事並びに市道、普通河川及び農業用道路付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一般国道56号改築工事（宇和島道路）」（以下「本体工事」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号の一般国道に関する事業であり、また、本体工事の施工により遮断される市道の従来機能を維持するための付替工事は、同条第4号の市町村道に関する事業であり、いずれも法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

本体工事の施工により遮断される普通河川は、流域における雨水の排水に利用されていることから、公共の利害に関係のある河川に該当し、当該普通河川の従来機能を維持するための付替工事は法第3条第2号に掲げる公共の利害に関係のある河川に関する事業に該当する。また、本体工事の施工により遮断される農業用道路の従来機能を維持するための付替工事は、同条第5号に掲げる地方公共団体が設置する農業用道路に関する事業に該当する。

さらに、本体工事の施工に伴う附帯工事として行う工事用道路設置工事等については、法第3条第35号に規定する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

### 2 法第20条第2号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第1項の指定区間に該当し、同項の規定により指定区間内の管理は国土交通大臣が行うものとされていることから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

### 3 法第20条第3号の要件への適合性

#### (1) 得られる公共の利益

一般国道56号は、高知県高知市から、中村市、愛媛県宇和島市等を経て松山市に至る延長約319.6kmの四国西南部における主要幹線道路である。

このうち、本件区間に係る一般国道56号（以下「現道」という。）は、宇和島市の中心市街地を通過し、地域住民の日常生活等による利用が集中するとともに、愛媛県

南部地域と県都松山市を結ぶ主要幹線道路でもあることから、同地域の主要産業であるマダイ養殖などの鮮魚、水産加工品等の輸送や足摺宇和海国定公園などへの観光ルートとしても利用され、自動車交通量の多い道路である。しかしながら、現道は、宇和島市街地の一部を除くほとんどが2車線道路であることから、慢性的な交通渋滞が発生している。また、本件区間においては、中・長距離の通過交通を担う高速交通ネットワークが整備されておらず、通過交通と地域内交通が混在しており、円滑な自動車交通が阻害されている。

平成11年度道路交通センサスによると、現道の交通量は、市街地中心部の宇和島市新田町2丁目地点で18,021台/12h、市街地周辺の同市祝森地点で16,330台/12h、混雑度はそれぞれ2.04、1.63となっている。また、起業者が平成14年12月に行った現地調査によると、同市寄松地内の寄松交差点において、津島町方面へ最長2,500m、同市文京町地内の天赦園前交差点において宇和島新内港方面へ最長2,300mの渋滞長が確認されている。

本件事業の完成により、現道の交通渋滞が緩和され、円滑な自動車交通の確保に寄与するものと認められる。さらに、高速自動車国道四国横断自動車道と連携することにより、高速交通ネットワークが形成され、生活圏の拡大や物流の円滑化、観光の振興等により地域の活性化に寄与するものと認められる。

なお、本件事業による生活環境等に及ぼす影響については、宇和島市高串地内から同市保田地内までの区間は、起業者が昭和58年12月に、宇和島市保田地内から北宇和郡津島町大字高田地内までの区間は、愛媛県が平成11年5月に環境影響評価を実施したところ、騒音については一部環境基準を超える値がみられるものの、遮音壁の設置により環境基準を満足すると評価されている。起業者は、当該評価結果を踏まえ、必要に応じて遮音壁の設置を行うこととしている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

## (2) 失われる利益

上記の環境影響評価その他の調査等によると、本件区間内の土地には、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物、文化財等は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

## (3) 事業計画の合理性

本件事業は、現道の交通渋滞の緩和等を主な目的とし、道路構造令（昭和45年政令第320号）第1種第3級の規格に基づく4車線の自動車専用道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、昭和59年4月24日及び平成11年6月11日に都市計画決定されており、事業計画の基本的内容は、都市計画と整合しているものである。

さらに、本体工事の施工に伴う市道、普通河川及び農業用道路付替工事並びに工事用道路設置工事等の事業計画は、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

#### **4 法第20条第4号の要件への適合性**

##### **(1) 事業を早期に施行する必要性**

3(1)で述べたように、現道は交通量が多く、交通渋滞が発生していることから、できるだけ早期に交通渋滞の緩和を図る必要があると認められる。

また、現道沿線周辺の自治体の長及び議会議長からなる一般国道56号一本松・宇和島間整備促進協議会より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

##### **(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性**

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

#### **5 結論**

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 愛媛県宇和島市役所及び同県北宇和郡津島町役場

第6 収用又は使用の手続が保留されている起業地

- 1 土地 愛媛県宇和島市祝森字鍛冶屋川、字浜田、字西法寺、字坪ノ内、字祝ノ川、字井戸ノ谷、字井戸ノ奥、字長田、字ケン城、字久文、字久分、字神ノ前、字カジカフ、字サノキ田、字乙次郎、字音次郎、字愛宕田及び字畦田、保田字神田、字内ヤ谷、字木峯、字柳谷、字岡田、字小谷、字小谷口、字保養田、字大末、字一貫田、字落石、字七神、字西付、字大井手、字清水及び字福ノ森並びに寄松字三反田及び字井手口地内

- 2 漁業権 二級河川来村川水系来村川  
左岸 愛媛県宇和島市保田字七神地内  
右岸 愛媛県宇和島市保田字西付地内